

相活士月刊メールマガジン 2月号 ～ VOL28～

相活士事務局です。第 28 回目のメールマガジンとなっています。

最後までご一読下さい。

なお、相活士の方には週に 2 回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに（原則火曜と金曜日）送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

目次

1. 兄弟姉妹間の相続（争う族）対策
2. メディア掲載情報
3. 遺言相続ドットコム本日更新内容
～今年の 7 月から遺言がどう変わるのか？～
4. 相活士の更新が 1 年から 2 年に変わっています
5. 代表理事の 3 冊目の新刊発売と新聞広告のお知らせ
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. 兄弟姉妹間の相続（争う族）対策

争う族の中でもよくあるケースが兄弟姉妹間での争いです。

小さい頃は、お菓子を取り合う最強のライバルでしたが、数十年後、親や兄弟姉妹の相続が発生したとき、今度は財産の取り合いが起こるのです。お菓子の取り合い以上の真剣勝負です。まさに骨肉の争い…

<事例>

- ・ 4 人の兄弟姉妹である A さん（長男）、B さん（長女）、C さん（次男）、D さん（次女）がいました。
- ・ 両親は数年前に他界しています。
- ・ 長女 B さんは独身で、子どももいません。また、B さんは数年前に要介護認定を受け、不自由な生活を余儀なくされています。
- ・ 次女 D さんは自分の家庭の傍ら、幼い頃からずっと仲良しの姉 B さんの介護を献身的にやってくれています。

・一方、長男 A さん、次男 C さんの男二人は、B さんのことを心配させず、世話をするどころか、ひどい言葉まで浴びせてきます。

・そんな B さんは、「自分が死んだら、すべての財産を D さんにあげたい。A さんや C さんになんかあげてたまるもんか…」と強く思っています。(誰だってそうですよね…)
それでは、そんな B さんの願いを実現するためには、どんな手段があるのでしょうか。

手段①：遺言を作成する。

「すべての財産を妹 D に相続させる」と書いた遺言を作成します。

兄弟姉妹には遺留分の権利はありませんので、これが最も効果的かつ現実的な方法ですね。これは誰でも思い付くでしょう。

では、遺言を書きたくない(あるいは訳あって書くことができない)場合にどんな手段があるか考えてみましょう。

手段②：D さんを保険金受取人にした生命保険(終身保険)に加入する。

死亡保険金受取人を D さんにした生命保険(終身保険)に加入します。

死亡保険金は受取人固有の財産であり、遺産分割協議や遺留分の対象ではありません。

よって、D さんは A さん、C さんよりも多くの財産を譲り受けることができます。

ただし、B さんの財産額に占める死亡保険金額の割合が大き過ぎる場合、保険金も遺留分の対象とみなされてしまうこと(判例)もありますし、全財産を生命保険にすることは現実的ではありません。生命保険以外の財産は遺留分の請求を受けてしまいますので、B さんの願いは完全には達成されないことでしょう。

手段③：生前贈与をする。

生前に、D さんに対して財産を贈与します。

B さんは生きているうちに、自分の財産が D さんに渡ることを確認できますから安心ですよ。

財産が多い場合は 110 万円の非課税枠にこだわる必要はありませんが、一方で必要以上に贈与をすると、“特別受益(※)”の問題が生じてきますので、やり過ぎには注意が必要です。

(※)特別受益とは、相続が発生したときに、被相続人から遺贈を受けていたり、遺産の前渡しとみられるような生前贈与などを受けていたりした相続人(=特別受益者)がいる場合に、そうでない相続人との公平性が保たれるように、法定相続分や指定相続分を調整する制度です。

また、B さんが突然亡くなってしまった場合など、生前にすべての財産を贈与しきれるとも

限りません。

生前贈与も、Bさんの願いが達成されない可能性を含んでいます。

手段④：Dさんを養子にする。

この手段は、手段①遺言作成と同じくらい効果的です。

Dさんを養子にすることによって、Dさんは子になります。

つまり、Bさんの相続が発生した場合、子であるDさんが唯一の相続人になるのです。

先ほどもありましたが、兄弟姉妹に遺留分の権利はありませんので、AさんとCさんはDさんに対して、遺留分を主張することはできません。

ちなみに、献身的に介護をしてくれているのがDさんではなく、兄である長男Aさんだった場合はどうでしょうか。

兄であるAさんを養子にできるかという…答えは“NO”です。

自分より年少者（弟や妹）を養子にすることはできますが、年長者（兄や姉）を養子にすることはできないからです。（よって、そういった場合はこの手段は取りえないこととなります。）

補足ですが、民法第809条に養子縁組をするとどうなるかということが定められています。

【民法第809条】

養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

つまり“法律上の親子になる”のです。

法律上の親子関係が生じるわけですから、養親が亡くなった場合には、養子は相続人になります。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2. メディア掲載情報

代表理事の江幡が連載している現代ビジネスにて2月13日に最新分が公開されました。

「ある日突然、死んだ夫に反社から取り立てが・・・」というエピソードです（実話です）

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/70380>

よろしければご覧ください。

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

3. 遺言相続ドットコム本日更新内容

～今年の7月から遺言がどう変わるのか？～

・遺言の何が変わる？

よく皆さんから質問を受けることですので今回、遺言書の保管制度を取り上げてみたいと思います。

「どうやら民法改正で遺言が変わるらしい」と。これは正確には自筆証書遺言の取り扱いが変わるだけで、公正証書遺言は何も変わりません。(秘密証書遺言は中途半端でかつ作成者が少ないため今回は解説を省きます)

公正証書遺言は「公証役場」で作る遺言です。かつ、手書きできなくても公証人が作ってくれます。また、足腰悪く歩行が困難であったとしても追加費用はかかりますが、公証人が遺言者のところに出張してくれる為、病院や自宅等でも公正証書遺言は作成できます。

・自筆証書遺言のみ変わる

一方で、自筆証書遺言が今年2020年の7月10日から全国の法務局（公証役場ではない）で遺言者が作った遺言書が様式にあっているかチェックしてくれたり、法務局でその遺言書を保管してくれるようになります。まだ料金は決まってないものの、保管に関しては数千円ではないかと言われていています。法務局で保管してもらえると何が大きく変わるのかというと以下の通りです。

・自筆証書遺言は自分で保管するしかなかったのが紛失・不発見・改ざんのおそれがあったが、それが防がれるようになる。

・自筆証書遺言は遺言者の死後、家庭裁判所で検認する必要があったが、それが不要になった（相続人の手間が一つ省けるようになったということです。）

・自筆証書遺言の例えば日付を書いているかなどの外形的な要件をみたしているかどうか事前にチェックされる為、せっかく書いたのに遺言の効力がなかったという事態を一部防げるようになった。

（ただし、法務局の遺言書保管官は、保管申請に係る遺言書について、法律で決められている最低限度の「外形的」な確認・適合性の審査を行うだけであり、その遺言書の「内容」が適法・有効であることを認めて受付するわけではない為、遺言書の有効性が保障されるわけではありません）

・法務局に問い合わせることで被相続人（亡くなった人）が遺言を作成したかどうかわかるようになる

・今後の遺言はどうなる？

上記は自筆証書遺言のメリットと言えるでしょう。

これだけ知ると、公正証書遺言よりよさそうですが、必ずしもそうとは言い切れません。というのはあくまでも遺言者本人が生前法務局に行かなければなりません。代理人が法務局に行くことは認められない為、自分で法務局に行くということが必須となります。

また、遺言の内容の有効性について審査される仕組みにはなっていないので、内容に法的な問題を含んだ遺言書が作られてしまい、結果的にトラブルとなる可能性は大いにあります。

(日付の記載、氏名の記載などの外形的な適合性のみが審査対象とされています。)

以上のことから、引き続き 3 種類の遺言のうち、最も多く作られるのは公正証書遺言となるのは変わりがないと思います。

元気な人も、元気じゃない人も公正証書遺言なら作成できるからです。逆に言うと、元気な方は自筆証書遺言を事前に作成しておくことがベターでしょう。

そして今後の懸念点としては、法務局が自筆証書遺言をチェック・保管してくれるとは言え、文面やガード文言等の細部までチェックしてくれるとは言い難い為（公正証書遺言でさえ、公証人によってかなり対応が違う）、あくまでも遺言のファーストステップとして自筆証書遺言をつくるべきでしょうが、細かな文言等にこだわったり、財産の記入漏れに対するガードや「たれば」の遺言を書きたいのであれば、引き続きこの分野に慣れているプロに頼むべきだと思います。

・遺言まとめ

公正証書遺言は公証役場、自筆証書遺言は法務局。

元気な人は書いた自筆証書遺言を法務局にもっていったほうがいい。

公正証書遺言は引き続き一番作成すべき遺言

以上でしょう。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

4. 相活士の更新が1年から2年になっています！

2019年8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年になっています。

例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。

その書類は2年更新（更新料 3,000 円×2 年の 6,000 円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。

また勤務先の変更やスマホにしたので Gmail にしてほしい！とか、こんな内容で記事が見たい等も協会宛ご連絡いただければと存じます。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

5. 代表理事の3冊目の新刊発売と新聞広告のお知らせ

相続終活専門協会の代表理事である江幡による2年ぶり3冊目の書籍「プロが教える相続でモメないための本」がアスコムより1,320円（1,200円+消費税）にて出版されました。全国の有名書店にて置かれています。また、2月29日土曜日の読売新聞全国版にも広告を出稿予定です。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

更新料は2年分になりまして、250円×12か月×2年=6,000円（税別、税込みだと消費税アップで6,600円）にいたします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1238)もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

皆様のお手元には①コンビニ払いの払込票(銀行引き落としではなくなりました)、②名刺サンプル③資格活用チラシと相活士チラシが送付されますので、

①の着金確認を②の返信用封筒で投函ください。

①の書類が確認できましたら、新年度の会員証を郵送いたします。

※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご一報ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします

具体的には

① 遺言を書くことを推奨します。

- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆